

# 第54回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和5年1月31日(火曜日)  
(書面開催)

---

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等  
について

(2) その他

3 閉 会

---

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和5年1月31日付け災対第2841号で示された「府民等への要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

### 記

#### 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

- (1) 期 間：令和5年2月1日～当面の間
- (2) 対 応：適切な感染防止策等（※）の実施を条件とします。
- (3) その他：市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

#### 2 参考資料

令和5年1月31日付け災対第2841号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

※：適切な感染防止策等（府民等への要請より）

▶ イベント開催の要件は以下のとおり

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率 ※2	100%	100%

◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること

◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること

◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む

※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※4 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

## 市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		12/27～ 当面の間 (前回)	対策等	2/1 ～ 当面の間	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		○	
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	○	3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オークシアター）		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	
市民総合センター（クリエイティブセンター）		○		○	
教育センター		○	感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。	○	感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	
男女共生センターローズWAM		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	
生涯学習センターきらめき		○	大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。	○	
保健	保健医療センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
	こども健康センター	○		○	
東保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
西保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
南保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とし、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。
	福井多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とし、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。
	葦原多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とし、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。
	沢池多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とし、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。
	西河原多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とし、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。
	南茨木多世代交流センター	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とし、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。
	いきいき交流広場	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保し、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。
	コミュニティデイハウス	○	食事での会話を禁止した上での食事の提供を実施。カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。	○	マスク会食を徹底した上で食事の提供を実施。カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施するとともに、府からの要請を踏まえた注意喚起に努める。
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	○	歌唱・高唱での貸室利用は、定員を50%に削減する。	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	障害者就労支援センターかしの木園	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	障害者生活支援センターともしび園	○		○	
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ
	すくすく親子教室	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施	○	見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施
子育て支援	子育て支援総合センター	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。
	子育てすこやかセンター	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。	○	感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		12/27～ 当面の間 (前回)	対策等	2/1 ～ 当面の間	対策等
体育館	市民体育館	○		○	
	福井市民体育館	○		○	
	南市民体育館	○		○	
	東市民体育館	○		○	
プール	西河原市民プール	○		○	
	中条市民プール	×	夏期のみ開場	×	夏期のみ開場
	五十鈴市民プール	○		○	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○		○	
	春日丘運動広場グラウンド	○		○	
	若園運動広場グラウンド	○		○	
	福井運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場フットサル場	○		○	
	桑原ふれあい運動広場	○		○	
	中央公園北グラウンド	○		○	
	中央公園南グラウンド	○		○	
	島3号公園大グラウンド	○		○	
	島3号公園小グラウンド	○		○	
	西河原公園北グラウンド	○		○	
	西河原公園南グラウンド	○		○	
	若園公園グラウンド	○		○	
	水尾公園グラウンド	○		○	
	沢良宜公園グラウンド	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		○	
	東雲運動広場庭球場	○		○	
	春日丘運動広場庭球場	○		○	
	福井運動広場庭球場	○		○	
	桑原運動広場庭球場	○		○	
	若園公園庭球場	○		○	
	西河原公園北庭球場	○		○	
	西河原公園南庭球場	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		○	
	郡山公園庭球場	○		○	
	西河原公園屋内運動場	○		○	
春日丘運動広場弓道場	○		○		
IBALAB@広場	○		○		
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	○		○		

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		12/27～ 当面の間 (前回)	対策等	2/1 ～ 当面の間	対策等
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 ※沢池コミュニティセンターは改修工事につき閉館	○	※沢池コミュニティセンターは改修工事につき閉館
	中津コミュニティセンター	○			
	庄栄コミュニティセンター	○			
	水尾コミュニティセンター	○			
	郡コミュニティセンター	○			
	西河原コミュニティセンター	○			
	穂積コミュニティセンター	○			
	畑田コミュニティセンター	○			
	東コミュニティセンター	○			
	豊川コミュニティセンター	○			
	彩都西コミュニティセンター	○			
	三島コミュニティセンター	○			
	大池コミュニティセンター	○			
	春日コミュニティセンター	○			
	東奈良コミュニティセンター	○			
	沢池コミュニティセンター	×		×	
山手台コミュニティセンター	○	○			
玉櫛コミュニティセンター	○	○			
公民館	茨木公民館	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル (ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 ※春日丘公民館は改修工事につき閉館	○	※春日丘公民館は改修工事につき閉館
	春日丘公民館	×		×	
	中条公民館	○		○	
	安威公民館	○		○	
	玉島公民館	○		○	
	福井公民館	○		○	
	清溪公民館	○		○	
	見山公民館	○		○	
	石河公民館	○		○	
	太田公民館	○		○	
	太田公民館分室	○		○	
	天王公民館	○		○	
	郡山公民館	○		○	
	耳原公民館	○		○	
	白川公民館	○		○	
西公民館	○	○			

## 市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		12/27～ 当面の間 (前回)	対策等	2/1 ～ 当面の間	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	○	大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。	○	
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	○		○	
文化施設	文化財資料館	○		○	
	キリシタン遺物史料館	○		○	
	川端康成文学館	○		○	
	市立ギャラリー	○		○	
プラネタリウム(天文観望室)		○		○	
青少年	上中条青少年センター	○	利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	○	
	青少年野外活動センター	○	利用定員は50%以内とする。新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。	○	
図書館(富士正晴記念館含む。)		○		○	
里山センター(森の学び舎)		○	会議室等の貸室については、収容率の100%以下(条件あり)とする。芝生広場については、家族利用に限定。	○	
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園	○		○	

災 対 第 2841 号  
令和5年1月31日

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、昨年12月26日以降、府内の感染状況を示す基準である「大阪モデル」について、「非常事態（赤信号）」に移行していましたが、府民や事業者のご協力により、病床使用率が7日間連続で50%を下回り、「非常事態（赤信号）」解除の目安に達しました。

また、1月27日に、国において開催された新型コロナウイルス感染症対策本部にて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

このような状況を踏まえ、本日、第85回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、大阪モデル「警戒（黄信号）」に移行するとともに、2月1日から当面の間の府民等への要請を決定いたしましたので、引き続き感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

併せて本会議で決定された要請内容等について、ホームページやSNS等での周知につきましても、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 府民等への要請

別添資料2 第85回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

（ご参考）

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部

[https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/85kaigi.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/85kaigi.html)

問い合わせ先

危機管理室災害対策課

健康危機事象対策チーム

代表 06-6941-0351（内 4947、4955）

- 1 区域 大阪府全域
- 2 要請期間 令和5年2月1日～当面の間  
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)
- 3 実施内容 次ページ以降のとおり

### 3 実施内容

#### ① 府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 感染防止対策（3密の回避、適切なマスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
- 早期のワクチン接種（子どものワクチン接種を含む）を検討すること（法に基づかない働きかけ）
- 高齢者の命と健康を守るため、**高齢者※1及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること**  
※1 基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む
- 旅行等、都道府県間の移動は、感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 高齢者※1の同居家族が感染した場合、高齢者の命を守るため、感染対策が取れない方は、積極的に宿泊療養施設において療養すること
- 会食を行う際は、以下のルールを遵守すること
  - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
  - ・マスク会食※2の徹底※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

## ②市町村への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 高齢者施設の入所者等で希望する方への早期のワクチン接種を促進すること

## ③高齢者施設への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 早期のワクチン接種に協力すること
- 施設における基本的な感染防止対策を強化・徹底すること
- 面会時を含め、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査(3日に1回)を実施すること
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

#### ④ 医療機関への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

##### ○ **連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対する早期のワクチンの接種に協力すること**

- 基本的な感染防止対策を強化・徹底するとともに、自院入院患者が陽性と判明した場合は、当該医療機関で原疾患とあわせコロナ治療を継続すること
- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと
- 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設等の感染制御の支援を推進すること

## ⑤ 大学等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- **オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること**（法に基づかない働きかけ）
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
  - ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
  - ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないこと
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

## ⑥ 経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- **オミクロン株対応ワクチンの早期接種を検討するよう周知徹底すること**（法に基づかない働きかけ）
- 療養証明・陰性証明の提出を求めないよう周知徹底すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

## ⑦ イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

### ➤ 主催者等に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率 ※2	100%	100%

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底を行うこと

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む

※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。**収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること**

※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※4 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

## ⑧施設について（府有施設を含む） 飲食店等への要請（第24条第9項に基づく）

### 対 象 施 設

#### 【飲食店】

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)

#### 【遊興施設】

キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

#### 【結婚式場等】

飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合

### 【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

### 【ゴールドステッカー認証を受けていない店舗への要請】

- 同一グループ・同一テーブル4人以内  
（5人以上の入店案内は控えること）
- 利用者に対し、2時間程度以内での利用を求めること

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）

施設の種類	内 訳	働きかけ内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施</li> <li>○ 感染防止対策の徹底</li> </ul>
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	<b>【人数上限・収容率】</b> イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ  <b>【その他】</b> （法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施  ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

## 概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

## 対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

## 認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

- (例)
- ・座席間隔の確保（正面着座でも1m以上の距離の確保によりパーティション不要）
  - ・手指消毒の徹底
  - ・食事中以外のマスク着用の推奨
  - ・換気の徹底、CO2センサーの設置
  - ・ビュッフェスタイルでの手指消毒の徹底によるトングや箸の共用

## 問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-6131-6280

開設時間：平日9時30分～17時30分



## 特措法に基づく要請等コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

### 【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-6131-6408

※府ホームページ上にもFAQを掲載

## 第 85 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

第 85 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要は、以下のとおりです。

1. 日時 : 令和 5 年 1 月 31 日 (火) 15 時 55 分から 16 時 30 分まで
2. 場所 : 大阪府本館 1 階 第三委員会室

**【結果概要】****(1) 現在の感染状況・療養状況等**

- 新規陽性者数や陽性率は、年明け以降減少傾向が続いている。
- 1月の高齢者施設関連のクラスター発生数は、直近1週間の発生件数は前週より減少したものの、12月より増加。
- 府における季節性インフルエンザは、今年の第3週で20.46と、注意報基準値を超過し、流行中。

**(2) 大阪モデルについて**

- 1月25日に、病床使用率が50%未満(48.4%)となり、本日、7日間連続で50%未満が継続し、「非常事態(赤信号)」の解除の目安に到達。
- このため、本日(1月31日)、「警戒」に移行し、黄信号を点灯する。
- 大阪モデルのライトアップの協力依頼については、5類感染症への移行までの準備期間における段階的措置として、本日(1月31日)をもって終了。

**(3) 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み**

- 国の方針を受けて、2月1日から、イベントの開催制限について、大声ありの場合でも収容率を100%とするなど、制限を緩和。
- その他の感染拡大防止に向けた要請内容は、継続。

**(4) その他****<「With コロナ」体制への移行における新型コロナウイルス感染症対策(保健・医療分野)の見直し>**

- 疾病特性の変化及び代替策の充実をふまえ、4月1日以降、無症状者への無料検査、大阪コロナ重症センターの運営等、一部の施策を見直す。
- 5月8日の類型見直し(5類感染症への位置づけ)後における新型コロナ対応は、「府民が自主的な行動規範を確立・維持し、新型コロナに備え、対応する」「高齢者施設等の感染防止対策や治療提供の充実に向けた取組みを推進する」「オール医療提供体制と地域での医療・介護体制を確立する」という取組方針及び国における検討状況をふまえ、今後、見直していく。

**<施設内療養を行う入所系高齢者施設等に対する支援>**

- 施設内療養を行う高齢者施設等に対する府独自支援は、大阪モデルの赤信号期間を対象に実施しており、1月31日をもって終了する。

恐れいりますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/85kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/85kaigi.html)

## 【令和4年5月18日第76回対策本部会議決定事項（「大阪モデルの見直しについて」）】

- ◆ ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。

## 【大阪モデルの状況】

- ◆ 1月31日に「非常事態（赤信号）解除」の目安に到達。

非常事態解除の目安		1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31
病床使用率	7日間連続50%未満	50.0%	48.4%	46.3%	44.8%	42.9%	43.4%	43.7%	39.3%
重症病床使用率	7日間連続40%未満	15.3%	14.5%	14.2%	13.8%	14.0%	14.1%	14.1%	13.8%
信号	上記全てが目安に達した場合 黄								

※医療機関休診により、退院状況の確認が困難な場合、退院者が入院患者に含まれることから、翌日公表する入院患者数が、実入院患者数を上回ることがある。

- 1月31日に、大阪モデルの指標が「非常事態（赤信号）」解除の目安に到達したことから、**「非常事態（赤信号）」を解除し、「警戒」に移行（黄信号点灯）する。**（適用日：1月31日）
- 新規陽性者数は減少傾向が続いているものの（前週比が約0.65倍（1月30日時点））、冬季は気温が低下し、換気がされにくいこと等から、手洗いや効果的な換気、場面に応じたマスクの着用など、一人ひとりの基本的な感染予防対策の継続が重要である。

- ◆ 1月27日に政府対策本部において、5月8日付で新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置づけることが決定され、今後、国において、新型コロナへの対応について具体的な検討がなされる予定。  
大阪モデルのライトアップへの協力依頼については、5類感染症への移行までの準備期間における段階的措置として、本日をもって終了する。